

1 個人情報の本人からの収集の適用除外事項

(個人情報保護条例第6条第3項第5号の規定に基づく諮問に対する答申)

類型化事項

< 追加 >

類 型	本人以外から収集する理由
事業等の案内や広報資料の送付のために必要な氏名、住所等の事項のみを他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国又は他の地方公共団体 <u>その他公共的な団体</u> から収集するとき。	県の機関又は他の行政機関等が実施した事業の参加者等に対して、実施機関が、関連する事業や催し物等の案内や広報資料の送付をすることは、当該事務事業の一般への周知という公益に資するものであるため。

[諮問事項に修正を加えた理由]

収集先である「その他関係団体」について、『関係団体』という表現では収集先が過度に拡大して解釈される可能性があるので、法令等により設置された公社や公団、又はいわゆる中間機構と呼ばれる団体など行政と密接な関係のある団体に限定する趣旨から、「その他公共的な団体」とするのが適当である。

個別事項

< 追加 >

事務の名称 (担当課)	個人の類型	個人情報の 収集先	収集する個人情報 の内容	本人以外から収集する理由
<p>岐阜県成人 病検診管理 指導協議会 がん部会に おける精度 管理検討に 関する事務</p> <p>健康福祉環 境部 保健医療課</p>	<p>がん罹患者 及び死亡者</p>	<p>検診機関 市町村</p>	<p>氏名、住所、性別 生年月日、検診受 診歴、検診結果、 検診フィルム</p>	<p>がん患者の過半数が自分の病名を主治医から告知されていない現状で、本人から又は本人の同意を得た上で収集しなければならないとすると、必要ながん罹患者に関する情報を収集することはかなわず、検診精度管理、読影技術向上などがん対策に役立てることができなくなるため。</p>
<p>Uターン対 策事業実施 に係る進学 者名簿収集 事務</p> <p>農林商工部 職業安定課</p>	<p>高校卒業者 のうち大学 等への進学 者</p>	<p>高等学校</p>	<p>実家の住所、氏名 大学・短大・専修 学校の区分</p>	<p>大学等の卒業予定者で就職を希望する者に対し、県内企業を対象とした合同面接会の開催、就職ガイダンスの開催等就職活動支援事業を行っており、就職活動時に当該事業の案内等を行うため、対象者を把握する必要があり、正確かつ効率的に把握するためには、高校卒業時に進学者の情報を収集する必要がある。</p>

2 個人情報の目的外利用・提供禁止の適用除外事項

(個人情報保護条例第7条第1項第5号の規定に基づく諮問に対する答申)

類型化事項

< 変更 >

類 型	目的外に利用・提供する理由
<p>事業等の案内や広報資料の送付のために必要な氏名、住所等の事項のみを実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、他の地方公共団体<u>その他公共的な団体</u>に提供するとき。</p>	<p>実施機関が実施した事業の参加者等に対して、実施機関又は他の行政機関等が、関連する事業や催し物等の案内や広報資料の送付をすることは、当該事務事業の一般への周知という公益に資するものであることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p>

[諮問事項に修正を加えた理由]

提供先である「その他関係団体」について、『関係団体』という表現では提供先が過度に拡大して解釈される可能性があるので、法令等により設置された公社や公団、又はいわゆる中間機構と呼ばれる団体など行政と密接な関係のある団体に限定する趣旨から、「その他公共的な団体」とするのが適当である。

< 追加 >

類 型	目的外に利用・提供する理由
<p>試験研究等のため、県立病院等において保有する患者等に関する個人情報を当該実施機関内部で利用し、又は国、他の地方公共団体に提供するとき。</p> <p>ただし、次の要件を満たすときに限る。</p> <p>(1) 本人の同意を得て試験研究等を行うことが困難であり、かつ当該試験研究等の結果が治療の場に還元されること。</p> <p>(2) 試験研究等を行うことが公益上必要なこと。</p> <p>(3) 試験研究等を行うことにより、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること。</p>	<p>試験研究等の事業は、疾病等の実態把握を主たる目的として実施され、その成果は、疾病対策の企画と評価に関する基礎資料になるとともに、疾病の原因の究明にも活用されている。こうした分野での個人情報の利用・提供には公益上の必要性が認められるとともに、的確な医療サービスを供給するという面でも重要な役割を果たしていることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p>